

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認について  
主治医意見聴取シート

意見聴取日 年 月 日

主治医氏名	医療機関名
-------	-------

被保険者氏名	被保険者番号
要介護度	要支援 1    要支援 2    要介護 1    要介護 2    要介護 3 認定申請中（申請日 年 月 日）
認定有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当ケアマネジャー	
事業所名	ケアマネ氏名

<b>被保険者の生活上必要となる福祉用具 ※「あったほうがいい」という理由の場合は該当しません。</b>	
ア 車椅子及び車いす付属品	イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	エ 認知症老人徘徊感知器
オ 移動用リフト	カ 自動排泄処理装置

<b>該当する状態像（該当するものを○で囲んでください） ※裏面参照の上、必ず医師が判断してください</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイ（裏面参照）に該当する</li> <li>ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイ（裏面参照）に該当するに至ることが確実に見込まれる</li> <li>iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の悪篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイ（裏面参照）に該当すると判断できる</li> </ul> <p>・ 上記 i・ii・iii のいずれにも該当せず</p>

<b>上記の原因となる主たる疾病の名称及び症状 ※医師から聞き取りを行ってください</b>	
診断名（疾病の名称）          上記疾病を原因とする、又は原因であると見込まれる 本人の身体状況又は認知症状  ※記入方法については裏面の記入例も参考にしてください。	①上記疾病が原因となっている本人の現在の状態を記入してください。 （例：関節が激しく痛む、常に心臓発作の危険がある、短期間で状態が悪化する等）          ②①の結果、困難または医学的に禁止されている動作を記入してください （例：状態が悪いと歩行ができない、自力での起き上がりが禁止されている等）

利用者等告示第31号のイ（表）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす 及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
イ 特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 ⇒ 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 ⇒ 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 ⇒ 「3. できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意思の伝達 介護者への反応 記憶・理解 のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれか 「1. ない」以外  その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 ⇒ 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 ⇒ 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 ⇒ 「3. 一部介助」 又は 「4. 全介
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—
カ 自動排泄処理装置 ※尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く (要介護3以下の者が確認対象)	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 ⇒ 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 ⇒ 「4. 全介助」

表面の「上記の原因となる主たる疾病の名称及び症状」の記入例（最低限の記載例を示したものです）

状態像 i の場合

疾病名：パーキンソン病

①上記疾病の治療薬により、ON・OFF現象が頻繁に起きる。

②①より状態が悪い時は起き上がりが困難になる。

状態像 ii の場合

疾病名：末期がん

①認定調査時は状態が落ち着いていたが、上記疾病により今後状態が急速に悪化することが確実に見込まれる。

②①より短期間のうちに寝返り・起き上がりが困難な状態になることが確実に見込まれる。

状態像 iii の場合

疾病名：重度の心疾患

①上記疾病により、急激な動きをとると心不全発作の危険性がある。

②①より発作の危険性を回避するために、自力での起き上がりの動作が医学的に禁止されている。